

# 田面木小学校いじめ防止基本方針

令和5年4月

## はじめに

「いじめは、どの学校でも、どの学級にも、どの児童にも起こりうる」という基本認識に立ち、本校の児童が、楽しく豊かな学校生活おくることができる、いじめのない学校をつくるために「田面木小学校いじめ防止基本方針」を策定した。

次に、本校における「いじめ防止のための基本的な姿勢」を示す。

- 学校、学級内にいじめを許さない雰囲気をつくります。
- 児童、教職員の人権感覚を高めます。
- 児童と児童、児童と教員をはじめとする校内における温かな人間関係を築きます
- いじめを早期に発見し、適切な指導を行い、いじめ問題を早期に解決します。
- いじめ問題について保護者・地域そして関係機関との連携を深めます。

## 1 「いじめ」とは

「いじめ」とは本校に在籍している児童に対して、本校に在籍している等の一定の人間関係にある他の児童が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じているものを指す。（「いじめ防止対策推進法」第2条を参照して）

## 2 いじめを未然に防止するために

### 〈児童に対して〉

- ・児童一人一人が認められ、お互いを大切にし合い、学級の一員として自覚できるような学級づくりを行う。また、学級のルールを守ると言った規範意識の醸成に努める。
- ・わかる授業を行い、児童に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感、成就感を育てる。
- ・思いやりの心や児童一人一人がかけがえのない存在であるといった命の大切さを道徳の時間や学級指導を通して育む。
- ・「いじめは決して許されないこと」という認識を児童が持つよう全教育活動を通じ指導する。
- ・見て見ないふりをすることは「いじめ」をしていることにつながることや「いじめ」を見たら、先生方や友達、家族に知らせたり、やめさせたりすることの大切さを指導する。その際、知らせることは決して悪いことではないことも合わせて指導する。
- ・情報モラルについて指導する機会を設け、「ネットいじめ」は、その匿名性のために罪悪感が低くなりがちになること、相手の気持ちがわかりにくいためエスカレートしやすいことなどを理解させる。

### 〈教員として〉

- ・児童一人一人が、自分の居場所を感じられるような学級経営に努め、児童との信頼関係を深める。
- ・児童が自己実現を図れるように、子どもがやりがいのある授業を日々行うことに努める。
- ・児童の思いやりの心や命の大切さを育む道德教育や学級指導の充実を図る。
- ・「いじめは決して許さない」という姿勢を教員がもっていることを様々な活動を通して児童に示す。
- ・児童一人一人の変化に気づく、鋭敏な感覚をもつように努める。
- ・児童や保護者からの話を親身になって聞く姿勢をもつ。
- ・「いじめ」の構造やいじめ問題の対処等「いじめ問題」についての理解を深める。特に自己の人権感覚を磨き、自己の言動をふり返るようにする。
- ・問題を抱え込まないで、管理職への報告や学年、同僚への協力を求める意識をもつ。

### 〈学校全体として〉

- ・学校として「いじめは決して許さない」ということを児童に伝え、全教育活動を通して「いじめは決して許されない」という土壌をつくる。
- ・いじめに関するアンケート調査を学期に1回実施し、結果から児童の様子の変化などを教職員全体で共有する。
- ・「いじめ問題」に関する校内研修を行い、「いじめ」について本校教職員の理解と実践力を高める。
- ・いつでも、誰にでも相談できる体制の充実を図る。
- ・「いじめ」に気づいた時には、すぐに担任や周りの大人に知らせる大切さを児童に伝える。

### 〈保護者・地域に対して〉

- ・「いじめ防止基本方針」について周知し、「いじめ問題」の解決には、学校・家庭・地域の連携を深めることが大切であることを学校だより、参観日、地域学校連携協議会等で伝えて、理解と協力をお願いする。
- ・児童が発する変化のサインに気づいたら、学校に相談することの大切さを伝える。

---

## 3 「いじめ」の早期発見・早期対応について

---

### 〈早期発見に向けて〉変化に気づく

- ・児童の様子を担当をはじめ多くの教員で見守り、気付いたことは職員会議等で話題にし、情報を共有するよう努める。
- ・様子に変化が感じられる児童には、教師は積極的に声をかけ、児童に安心感をもたせる。
- ・アンケート調査等を活用し、児童の人間関係や学校生活の悩みの把握に努め、共に解決していこうとする姿勢を示して、児童との信頼関係を深める。

### 〈相談ができる〉誰にでも

- ・ いじめに限らず、困ったことや悩んでいることがあれば、誰にでも相談できることや相談することの大切さを児童に伝えていく。
- ・ いじめられている児童や保護者からの訴えには、親身になって対応し、児童の悩みや苦しみを受け止め、児童を支え、いじめから守る姿勢を持って対応することを伝える。
- ・ いじめられている児童が存在感や希望を感じられるような励ましを行う。
- ・ いじめに関する相談を受けた教員は、管理職に報告するとともに、いじめ防止対策委員会を通して校内で情報を共有するようにする。

#### 〈早期の解決を〉傷口は小さいうちに

- ・ 教員が気づいた、あるいは児童や保護者から相談があった「いじめ」について、事実関係を早期に把握する。その際、被害者、加害者といった二者関係だけでなく構造的に問題を捉える。
- ・ 事実関係を把握する際には、学校として組織的な体制のもとに行う。
- ・ いじめている児童に対しては、「いじめは絶対に許されない」という姿勢で臨み、まず、いじめることをやめさせる。
- ・ いじめることがどれだけ、相手を傷つけ、苦しめているかを気づかせるような指導を行う。
- ・ いじめてしまう気持ちを聞き、その児童の心の安定を図る指導を行う。
- ・ 事実関係を正確に当該の保護者に伝え、学校での指導と家庭での対応の仕方について、連携し合っていくことを伝える。

---

## 4 校内体制について

---

- ・ 校務分掌に「いじめ防止対策委員会」を位置づける。構成は、校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、養護教諭（配属スクールカウンセラー等）とする。
- ・ 役割として、本校におけるいじめ防止等の取組に関することや、相談内容の把握、児童、保護者へのいじめ防止の啓発等に関するを行う。
- ・ いじめの相談があった場合には、担任を加え、事実関係の把握、関係児童・保護者への対応等について協議して行う。なお、いじめに関する情報については、児童の個人情報取り扱いを考慮しながら、本校の教員が共有するようにする。
- ・ 学校評価においては、年度ごとの取組について、児童、保護者からのアンケート調査、教員評価を行い、その結果を公表し、次年度の取組の改善に生かす。

---

## 5 関係機関との連携

---

- ・ いじめの事実を確認した場合、八戸市教育委員会へ報告、重大事態発生時の対応等については、いじめ防止対策推進法に則して、八戸市教育委員会に指導助言を求めて学校として組織的に動く。
- ・ 地域全体で「いじめは絶対に許さない」という認識を広めることが大切であるということから、PTA や根城田面木地区青少年生活指導協議会等の会合で、いじめ問題など児童の健全育成についての話し合いをすすめることをお願いする。